

【Ⅲ】
海外だより



「カナダの公的年金制度見直しの動きについて」

NLI International Canada Inc. 清水 敬

はじめに

カナダペンションプラン（Canada Pension Plan, 以後 CPP と記述）は 1966 年に創設されたカナダの公的年金制度の柱の一つであり、既に創設後 30 年が経過している。CPP は国民に老後の退職年金・障害給付・遺族給付を支給する事を目的とした制度だが、近年 CPP 財政の悪化が顕在化している。すなわち給付額が予想以上のスピードで増加してきており、このままいくと、ベビーブーマー（第二次世界大戦後のベビーブームに生

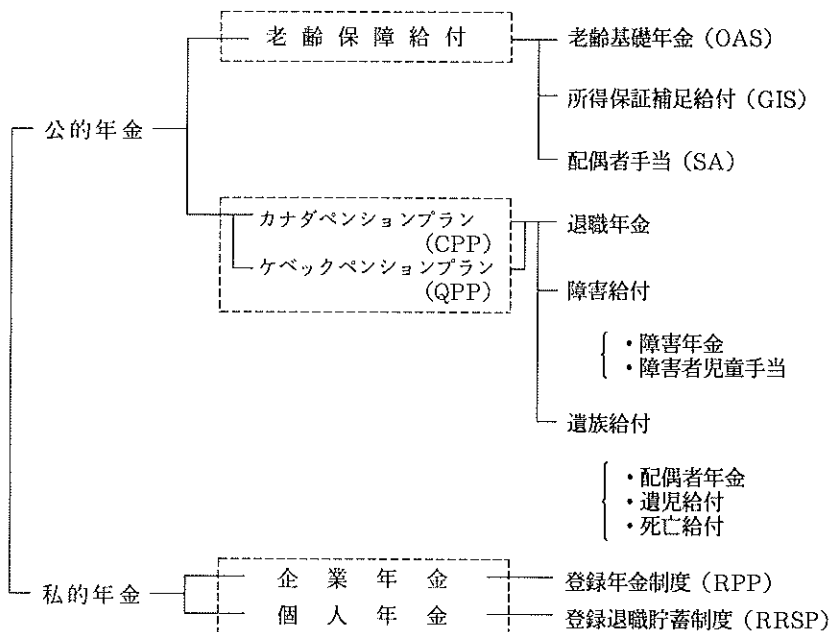
まれた世代）が老後を迎える頃には CPP 財政が破綻する可能性が高いということである。現在、連邦政府が州政府と共同して CPP の抜本的な見直し作業を進めており、本稿ではその動きをご紹介したい。

I. カナダにおける高齢者所得保障制度の概要

カナダにおける高齢者の所得保障制度は 3 層からなっている（資料 1 参照）。第 1 層は老齢保障給付であり、連邦一般歳入を財源とし、高齢者の

資料 1

カナダにおける高齢者所得保障制度



資料 2**CPP (Canada Pension Plan) の概要**

1. 加入対象者
 - ・カナダの居住者で18～65才までの被雇用者及び自営業者
2. 拠出保険料
 - ・標準報酬に保険料率（5.6%＜96年＞）を乗じた額。
 - ・標準報酬は、報酬から産業平均賃金のほぼ10%に相当する基準控除額（Year's Basic Exemption, 3500ドル＜96年＞）を差引いたものであり、対象となる報酬には、ほぼ産業平均賃金である拠出対象報酬上限（Maximum Pensionable Earnings, 35,400ドル＜96年＞）が設定されている。
 - ・拠出は本人・雇用者が折半。自営業の場合は全額。
3. 給付金
 - (1)退職年金
 - 支給要件 ; CPPに保険料を拠出した者
 - 年金額 ; ・加入期間中の平均報酬の25%。（加入期間とは拠出した期間ではなく、加入できた期間のこと）
・最高年金額は727ドル＜96年＞。
 - 平均報酬の算定 ; ・失業、傷病による休職、18才以上の在学等により所得がゼロまたは低い期間を含めると平均報酬が低くなってしまうことから、一定の期間を加入期間から除外できる規定がある。
①一般除外規定
全加入期間の15%を限度として低所得期間の除外が可能。
②育児期間除外規定
7才以下の子の育児のため家庭において無収入または低収入であった期間の除外が可能。
 - 物価スライド ; CPIにフルスライド（年1回）
 - 支給開始年齢 ; 原則65才
 - 繰上げ・繰下げ支給 ; 60才から70才までの間で可能。但し、受給額は65才での受給額をベースに年6%で減額または増額される。つまり、65才での受給額に比べ60才での受給額は30%減、70才での受給額は30%増となる。
 - (2)障害給付
 - (a)障害年金
 - 支給要件 ; 65才以下で以下の要件を満たす者
①重度かつ長期の精神的または肉体的障害により就業不能な者。
②給付申請の直前の暦年3年のうち2年、または10年のうち5年以上拠出を行っている者。
 - 受給金額 ; ・定額部分と所得関連部分から成る。
・最高月額871ドル＜96年＞。
 - 65才時 ; 自動的に退職年金へ移行。
 - (b)障害者児童手当
 - 支給要件 ; 障害年金受給者が扶養する未婚の子供で、18才以下、または25才以下でフルタイムで就学している者。
 - 受給金額 ; 最高月額164ドル＜96年＞
 - (3)遺族年金
 - (a)配偶者年金
 - 支給要件 ; ・死亡した加入者の配偶者であること。
・死亡した加入者の拠出期間が3年以上であること。
・残された配偶者が35才以上の場合、障害者である場合、又は子供がある場合。
 - 受給金額 ; 残された配偶者が
i) 65才以上
・死亡した加入者の退職年金の60%。最高月額436ドル＜96年＞。
ii) 45～65才、又は45才以下で子供があるか、障害者の場合
・定額+死亡した加入者の退職年金の37.5%。
iii) 35～45才（子供もなく障害者でもない場合）
・45才を下回る年数について月当たり $1/120$ の金額を上記ii) より差し引いた額。（35才でゼロ）
 - 再婚時 ; 支給は継続
 - (b)遺児給付金
 - 支給要件 ; 死亡した3年以上拠出を行っていた加入者が扶養していた未婚の子供で、18才以下または、25才以下でフルタイムで就学している者。
 - 受給金額 ; 最高月額164ドル＜96年＞
 - (c)死亡給付金
 - 支給要件 ; 加入者の配偶者であること。
 - 受給金額 ; 一時交付金として最高3540ドル＜96年＞

基礎的な消費支出を賄うことを目的にしている。この老齢保障給付は、老齢基礎年金、所得保障補足給付、配偶者手当から構成されている。

老齢基礎年金は18才以降の10年以上の居住要件を満たす65才以上の者に対し支給されるもので、年金額は最低生活費（カナダ統計局公表の“Poverty Line”）にやや不足する。そこで最低生活費に相当する額の所得がない高齢者に対しては、老齢基礎年金とその他の所得の合計が最低生活費に不足する額について、1/2を所得保障補足給付が補うことになっている。また、残りの1/2は一部州政府の所得保障補足年金が補うこととしている。

このようにカナダでは第1層の老齢保障給付により、10年以上の居住条件を満たす高齢者は必ず最低生活を保障されるというシステムがとられている。

第2層は社会保険方式の所得比例年金であるCPPであり、本人及び雇用者が折半で拠出する保険料を財源とするものである。CPPは基本的に、各年の拠出保険料で各年の給付額を賄えるよう、すなわち現在の勤労世代が現在の受給世代の給付を賄うという賦課方式に基づいて設計されている。CPP（資料2参照）は、退職年金、障害給付、遺族給付から構成されている。尚、カナダでは憲法で州の強い独立性が保障されており、ケベック州ではケベックペンションプラン（Quebec Pension Plan, QPP）という名称でCPPとほぼ同一内容の制度が運営されている。

第3層は税制上の優遇措置を受けた私的年金である。この第3層は雇用主が一部拠出する企業年金である登録年金制度（RPP）と個人年金である登録退職貯蓄制度（RRSP）から構成される。RPPの加入者は、1993年時点で労働人口の35.4%、給与労働者の44.6%に及んでおり、RRSPについても利用者は納税者の26%に及んでいる。RPP・RRSPとも税制上、限度内であれば拠出を所得控除することが可能で、投資収益は引出時

まで非課税とされている。

また、カナダの公的年金制度を他のG7諸国と比較すると、所得に対する給付比率、GDPに占める公的年金支出比率のいずれにおいても比較的低位に位置していることがわかる。（資料3参照）

資料3

各国の平均所得に対する給付比率、GDPに占める公的年金支出比率（1995年）（%）

	平均公的年金額 平均所得	公的年金支出 GDP
米 国	30	4.1
日 本	54	6.6
ド イ ツ	46	11.1
フ ラ ンス	56	10.6
イ タ リ ア	49	13.3
イ ギ リ ス	23	4.5
カ ナ ダ	33	5.2

（出所）OECD

II. CPP 財政悪化の原因

CPPの直面する問題は、予想以上のスピードで給付が増大してきており、ベビーブーマーが老後を迎える2011年以降この傾向がさらに強まるということである。

CPP財政は創設以来、収入が支出を上回る状態が続いたことから94年度末で積立基金準備金は400億加ドルとなっているものの、91年以来収支が悪化しはじめ、93年度には単年度収支は赤字化した（資料4参照）。これは90年代初頭の景気低迷により失業率が上昇し拠出保険料が予想を下回る一方で、給付が増大したことによるものである。支出増大の主因は障害給付費である。過去7年で見ると支出の年平均10.3%の伸びに対し収入は年平均6.6%の伸びにとどまっている。

資料4

CPP財政の収支状況

(百万加ドル)	1994-95	1993-94	1992-93	1991-92	1990-91	1989-90	1988-89	1989-95
収入								
拠出保険料	10,464	8,922	8,993	8,391	7,969	7,279	6,248	9.0%
投資収益	4,415	4,446	4,499	4,463	4,411	4,182	3,913	2.0%
計	14,879	13,368	13,492	12,854	12,380	11,461	10,161	6.6%
支出								
給付費	15,257	14,402	13,199	11,793	10,542	9,473	8,445	10.4%
一般管理費	200	187	168	134	163	145	134	6.9%
計	15,457	14,589	13,367	11,927	10,705	9,618	8,579	10.3%
収支	-578	-1,221	125	927	1,675	1,843	1,582	
CPP積立金残高	40,373	40,951	42,172	42,047	41,120	39,445	37,603	

(出所) Public Accounts of Canada

これに対し連邦政府は96年2月にCPP財政再建のたたき台ともいえるインフォメーションペーパー (An Information Paper for Consultations on Canada Pension Plan) を発表した。連邦政府はこのなかで、CPPをこのまま放置すれば2030年には増大する給付を賄う為には拠出保険料率を現在 (標準報酬の5.6% : 96年) の約3倍 (標準報酬の14.2%) にまで引き上げることが必要、と試算しており、これは91年に設定された現在の保険料率スケジュール (資料5参照) では引き上げが不十分であることを意味している。

また、連邦政府は世代間の公平性という観点から、賦課方式のCPPが現在のままの形で存続し得るのかという問題点を問いかけている。

連邦政府はCPP財政悪化の要因として、(1)平均寿命の伸長と出生率の低下、(2)経済情勢の変化、(3)給付内容の引き上げ、(4)障害給付費の増大を挙げている (資料6参照)。以下、順に見ていきたい。

資料5

現在法令化されている保険料率引上げスケジュール (1991年設定)

年	保険料率 (%)	年	保険料率 (%)	年	保険料率 (%)
1992	4.80	2002	7.10	2012	9.30
1993	5.00	2003	7.35	2013	9.50
1994	5.20	2004	7.60	2014	9.70
1995	5.40	2005	7.85	2015	9.90
1996	5.60	2006	8.10	2016	10.10
1997	5.85	2007	8.30		
1998	6.10	2008	8.50		
1999	6.35	2009	8.70		
2000	6.60	2010	8.90		
2001	6.85	2011	9.10		

(出所) インフォメーションペーパー

資料6

2030年に予測されるCPP保険料率 (現行の賦課方式に基づくもの)

	CPPのコストを賄う為に必要な保険料率 (%)
CPP創設時の予測	5.5
<さらに保険料率引上げが必要となる要因>	
平均寿命伸長及び出生率低下によるもの	2.6
経済情勢の変化によるもの	2.2
給付内容の引き上げによるもの	2.4
障害給付費の増大によるもの	1.5
現在の予測	14.2

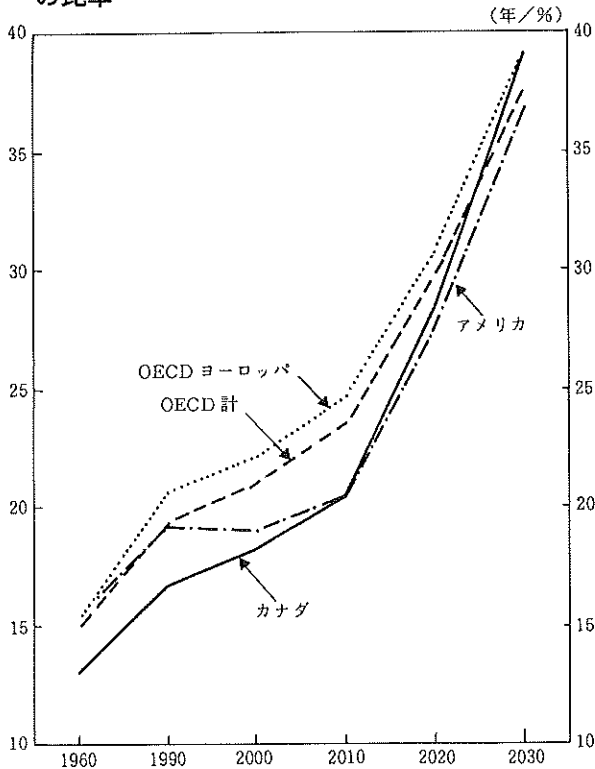
(出所) インフォメーションペーパー

1. 平均寿命の伸長と出生率の低下

ライフスタイルの変化と医学の進歩により、現在、カナダ人の平均寿命は1966年に比べ3.1年伸び、2030年にはさらに1.4年長寿になると予想され、結果として年金受給期間が4.5年長くなることが予想される。CPP財政にさらに大きな影響を与えるのは、ベビーブームとその後（1960年代）の出生率の低下である。このような人口構成の変化の結果、ベビーブーム世代が老後を迎える2011年以降は、給付の急増に対しそれを支える働く世代は急速に減少していく（図1参照）。つまり、今後10年は5人の勤労世代が1人の受給世代者を支えればよいが、2030年には3人の働く世代が1人の年金受給者を支えなければならないことになる。この事実は現在のCPP財政の基本的な考え方である世代間扶養という仕組みが

図-1

勤労世代人口に占める高齢人口（65歳以上）の比率



(出所) OECD

将来破綻することを示しているとともに、世代間の大幅な所得移転が起きて世代間の不公平が増大することを示している。

2. 経済情勢の変化

CPPが創設された1966年当時と現在では経済情勢は大きく様変わりしている。実質賃金上昇率と実質金利の関係をみると、1955～1965年の10年間の平均がそれぞれ5.5%、3.3%であったのに対し、1995年はそれぞれ1.4%、7.6%と関係が逆転している。今後もこの傾向は継続していくと考えられており、例えば、トロント大学の経済予測によれば2001～2020年の実質賃金上昇率、実質金利はそれぞれ2%、4.5%とされている。

実質賃金上昇率と実質金利の関係の逆転はCPP財政に大きな影響を与える。すなわち、CPP創設時、賦課方式がとられたのは、①高い実質賃金上昇率が継続することで、拠出保険料は順調に増加し、将来の給付の増大をある程度カバーできる、②低い実質金利では積立保険料から得られる運用収益も限られる、と考えられていたからであった。

現実には、低い賃金上昇率が拠出保険料の伸び悩みを招くと共に、賦課方式を採用し十分な保険料の積立を行わなかったことで高い実質金利から得られたはずの積立金運用収益を十分に得られなかったことになる。

3. 給付内容の引き上げ

CPP創設以来、以下の数回にわたる給付内容の見直しが行われ、給付金の増大につながった。

1975年：①給付に物価フルスライド制を導入し、それ以前の物価スライド上限（2%）を廃止。

②配偶者を亡くした男性を未亡人と同

等に遺族給付対象に追加。

③65～69才の間に退職給付を受給する要件であった所得審査の廃止。

1978年：平均報酬算定時に育児による低所得期間の報酬を含めない「除外規定」を追加

1987年：①障害給付の支給要件の緩和（4.に詳述）。

②遺族年金（配偶者年金）の再婚時の継続。

4. 障害給付費の増大

給付水準の引き上げと給付期間の伸びにより障害給付の伸びは著しく、1987年から1994年間に2倍以上となった。障害給付の伸びのみで2030年に必要な保険料率の引き上げ8.7%のうち1.5%が説明される程である（資料6参照）。増大の原因は様々だが、その背景は以下の支給要件の緩和である。

1987年：・支給要件であった最低5年の拠出期間を直前の暦年3年のうち2年、または直前の暦年10年のうち5年へ緩和。（結果的に、2年にわたり2ヶ月拠出すれば支給要件を満たすこととなった。）

1989年：・障害認定に際し、医学上就業が可能であっても、地域の雇用情勢・本人のスキル等からみて就業が不可能な場合は障害認定を行うこととした。同様に55才を越える申請者の場合は、以前従事していた仕事ができなくなった場合には障害認定を行うこととした。

1992年：・今まで給付申請の遅れにより障害認定を得られなかった申請者を救済し、実際に障害の状態となった時点に遡

及して障害判定。

増え続ける障害給付申請に対し1994年に政府は運営の適正化を行い、ようやく1995年末には障害給付件数の増大に歯止めがかかった。効果を挙げた運営の見直しとは、①障害認定時の非医学的要因考慮の廃止、②給付後の受給者の障害状態の継続の確認、③受給者への就労の促進、といったものである。

III. CPP 財政再建に向けた政府提案

政府は前述インフォメーションペーパーにおいて、CPP 財政再建に向けた政府提案を行っている。以下、(1)収入面で取りうる政策（収入増加策）、(2)支出面で取りうる政策（支出削減策）、について政府提案をみていきたい。

1. 収入面で取りうる政策（収入増加策）

(1) 積立方式への移行

世代間の大幅な所得移転、すなわち拡大していく世代間の負担の不公平を是正する為には、CPP 財政を現在の賦課方式から積立方式へ変更していく必要がある。具体的には保険料を現在の5.6%から「更に引き上げの必要のない料率」まで早急に引き上げることが必要である。この「更に引き上げの必要のない料率」とは、本人の将来の給付コスト及びCPP 財政が抱える未積立債務（95年末推計：5560億加ドル）を均等に負担していく料率のことで、安定料率（Steady-state Contribution Rates）と呼ぶべきものである。

積立方式への移行はCPP 積立基金の規模を急増させ、そこからの運用収益を給付の増大の一部に充てることで、運用収益次第では将来の保険料

率引き下げが可能となる可能性がある。

安定料率の水準は積立基金運用収益、安定料率への移行期間、給付額により異なる。例えば、給付水準を変更せず、積立基金運用収益を年3.5～4.0%と仮定すると、安定料率への移行（保険料率の引き上げ）期間が6～8年以内であれば安定料率は12.2%程度になると試算されている。つまり、積立方式に移行すれば、将来の保険料率は現在の賦課方式を続けた場合（2030年に14.2%）程、高くならずに済むということである。

積立方式への移行が成功するかどうかは、いかに早く保険料率を安定料率に引き上げられるかにかかっており、引き上げが遅ればその分将来の保険料率は高くなることになる。

政府は、この積立方式への移行は長期的には国民貯蓄を増加させ、投資の促進、社会資本の形成、対外債務依存度の低下をもたらし、経済発展にとり望ましいと考えている。

(2) 積立基金運用方針の変更

積立方式への移行が行われれば、積立基金の規模は急激に大きくなり、運用方針の重要性も増すと考えられる。

現在、積立基金の運用は主に非市場性の20年物州政府債券によって行われており、利回り水準は国債と同様に設定されている。今までの運用のパフォーマンスは、80年代半ばの高金利の時期に投資した州政府債券のおかげで決して悪くはないものの、現在の運用方針は収益極大化を求めているという批判がある。運用方針の変更については政府は以下の2つのオプションを提案した。

①投資する州政府債券の期間を弾力化し、金利は

市場実勢とすることで、引き続き州政府債券に投資するという運用方針を継続する。

②投資対象を多様な市場性証券とし収益の向上を図る。

(3) 基礎控除額の引き下げ

現在、拠出保険料は、報酬から産業平均賃金の10%にあたる基礎控除額（Year's Basic Exemption, 3500加ドル<96年>）を差し引いた標準報酬を基に算出されている。一方で、給付額は、加入期間中の平均報酬の25%と定められており、平均報酬算出にあたっては控除等は行われていないことから、この基礎控除はCPPに累進性を持ち入れていることになる。つまり低所得者の場合は高所得者に比べ、報酬に占める控除額の比率が高くなるということである。

政府は、基礎控除額の引き下げもしくは廃止を行うと保険料の拠出ベースが広がり、保険料率の引き下げが可能になるとしている。政府の試算によれば、基礎控除額を産業平均賃金の5%に引き下げることで12.2%の安定料率（現在の給付水準を維持した場合のもの）は11.2%まで引き下げることが可能である。

2. 支出面で取りうる政策（支出削減策）

将来の保険料率の引き上げは、支出面での削減により緩和できる。CPPの支出は一般管理費を除き(1)退職年金(2)障害給付(3)遺族給付から構成される。以下、それぞれの給付費削減提案をみていく。

(1) 退職年金削減

①給付水準自体の引き下げ

・加入期間の平均報酬の25%とされている年金

額を22.5%に引き下げ

②平均報酬算定に関する除外規定の見直し

- ・除外可能な低所得期間を15%から10%に引き下げ
- ・育児期間（7歳以下の子供対象）についてその他の低所得期間と通算した除外期間上限（15年）を設定

③支給開始年齢の引き上げ

- ・支給開始年齢を65才から段階的に66または67才に引き上げ
- ・繰上支給開始年齢も60才から61または62才に引き上げ（但し、実施前に5～10年の予告期間を設定）

④給付の部分物価スライド制への変更

- ・現行のCPIフルスライド制を部分スライド制（CPI-1%）に変更し、現在そしてこれからの受給世代への給付を削減し、勤労世代の負担を軽減し世代間の不公平を緩和

(2) 障害給付費削減

①州の労災保険との重複を適正化

②支給要件の厳格化

- ・現行の要件（給付申請の直前の暦年3年のうち2年、または10年のうち5年加入）を直前6年のうち4年に変更

③退職年金移行時の年金額の適正化

- ・65歳の退職年金移行時の年金額算出法を変更し、他の退職年金受給者に比し有利とされないようにする。

(3) 遺族給付費削減

①死亡給付の廃止

②遺族給付と退職年金または障害給付を合わせて受給する際の上限額の適正化

尚、遺族給付については、CPP創設時に比し女性の社会進出が進み社会状況が変化していることから、連邦及び州政府は、遺族給付の見直しを今後1～2年以内に行うことで一致している。

IV. 政府提案に対する国民の反応

96年2月のインフォメーションペーパー発表を受けて、96年4～6月に全国で連邦政府・州及び準州政府主催の公聴会が行われた。公聴会はマスコミ及び一般国民に開かれたもので、270名以上の国民がそれぞれの団体や個人を代表して意見を述べた。またCPPに関し約140の意見書が政府に提出され、政府が開設したCPPフリーダイヤルには6000本に及ぶ問い合わせがあった。

政府は96年6月にコンサルテーションペーパー（Report on the Canada Pension Plan Consultation）を発表し、これらの国民からの意見の要約を試みている。政府が国民に投げかけた質問は、(1)保険料率の引き上げはどこまで可能か。また、保険料率引き上げと給付水準引き下げのバランスはどの程度が適切か。(2)積立基金の運用に際しては投資収益の極大化を目指すべきか。またどのように行うべきか。(3)給付費削減の方法としては政府提案のうちどれが適切か、というものである。勿論、国民の意見は様々であり、まとめきれものではないが、以下、政府がまとめた国民の声の要旨を紹介する。

1. 保険料率の引き上げはどこまで可能か。また、保険料率引き上げと給水準引き下げのバランスはどの程度が適切か。

- CPP は維持すべき制度だが、過大な負担を行っても将来負担に見合う給付が得られないということになれば、国民は拠出に異論を唱えるであろう。
- 保険料率の水準としては、14.2%は高すぎて負担することが困難である。10～11%程度が国民にとり拠出可能であると共に、納得のいく水準ではないか。
- 積立方式への移行は、世代間の負担の不公平を是正する為に必要であり、保険料を安定料率に引き上げることについては賛成する。
- しかし、安定料率への移行期間については6～10年、可能な限り早急に、等意見が分かれば、引き上げの方法についても、直ちに10%まで引き上げる、まずは7%まで引き上げる、等意見が分かれたとのことである。

2. 積立基金の運用に際しては投資収益の極大化を目指すべきか。またどのように行うべきか。

積立基金運用方針については政府はトロントにおいて特別に公聴会を行い、金融界から多くの証券会社及び年金ファンド運用関係者が出席し、以下の点について意見の一致がみられている。

- 積立基金の収益性を高めることが CPP への信頼の回復につながることから投資対象は多様な市場性証券とすべきである。
- 運用の目的は現在及び将来の加入者に対するリターンの極大化とすべきであり、国民経済発展の促進という二次的な目的を課せられるべきではない。
- 積立基金は明確な権限を与えられた政府から独立した受託機関により運営されるべきである。

また、受託機関は連邦及び州政府が共同で任命すべきである。

- ファンドのポートフォリオに州政府債券を一定割合組込むことを課すことで、州政府が CPP ファンドから資金を調達できるようにしておくべきだが、投資条件は市場実勢とするべきである。
- 外国証券に対する投資は認められるべきであり、これによりリスクの軽減・収益の向上が期待できると共に、国内運用額が減少し、国内資本市場への負荷が軽減される。

3. 給付費削減の方法としては政府提案のうちどれが適切か

- 国民は CPP の核は退職年金であり、給付費削減を行うとすれば、まずは障害給付・遺族給付から手をつけるべきと考えている。
- 退職年金については、国民に受け入れられる可能性があるのは支給開始年齢の引き上げ及び給付の部分物価スライド制への変更のようである。
- 障害給付の削減については、公聴会で多くの時間が費やされたが、コンセンサスは得られず、唯一、多くの理解を得た削減方法は、支給要件の厳格化であった。

V. その後の動き

連邦政府はコンサルテーションペーパーを経て、CPP 改革案作成に着手した。CPP の改革には、連邦議会及び州政府の 2/3 以上（人口の 2/3 以上を有していることが条件）の承認が必要であり、96 年 10 月 4 日の蔵相会議（連邦及び州の蔵相会議）では連邦政府改革案についての検討が行われた。同日、連邦及び州政府は共同で以下の CPP 改革に向けての指針を発表した。

CPP 改革に向けての指針

- (1) CPP はカナダ公的年金制度の柱の 1 つである。
- (2) CPP は退職・障害・配偶者の死に際しての所得確保援助を目的とした所得比例の制度であり、その目的は所得の再分配にはない。所得の再分配は一般歳入を財源として所得税制・老齢保障給付等により行われる。
- (3) CPP 財政再建にあたっては、世代間及び男女間の公平が確保されなければならない。
- (4) CPP は拠出可能な保険料率を維持しつつ、将来にわたり存続できるよう見直されなければならない。その為には、財政の原則を現在の賦課方式から積立方式へ変更し、保険料率を引き上げなければならないが、保険料率引き上げにあたっては、現在法令化されている 10.1 % を上限とする。政府は引き上げが経済・財政に与える影響を考慮しつつ、引き上げに要する移行期間をどれだけ短くするかを決定する。
- (5) 政府は経費見直しの第一歩として一般管理費の削減を行う。
- (6) 障害給付及び遺族給付は CPP の重要な特徴であるが、それらは退職年金に悪影響を与えぬ方法で運営されなければならない。
- (7) 今後財源の確保なしには新たな給付の改善は行わない。
- (8) 積立基金は加入者利益の為にリスクとリターンの適切なバランスを維持しつつ運用されなければならない。また、積立基金の健全な運営を確保する為に管理機構を創設する必要がある。
- (9) 政府は経済情勢・人口構成・その他の CPP 財政に影響を与える変化を監視し必要な対策を講じなければならない。大蔵大臣は毎年、国民に将来の CPP 財政に関する適切な情報を提供することとする。

但し新聞報道によれば、連邦と州政府は改革へ

の指針については合意したものの、改革案については依然意見が対立しており、96 年中には改革内容について州政府からの合意を取り付けるという連邦政府の当初スケジュールに遅れが生じている。

現在、連邦政府案に反対を表明しているのは 10 州のうちオンタリオ州・ブリティッシュコロンビア州・サスカチュワン州の 3 州であり、① CPP 保険料率引き上げが雇用に与える悪影響を緩和する為に、引き上げの合意条件としての失業保険料率^(注)の引き下げ(オンタリオ州・ブリティッシュコロンビア州)、②基礎控除額の維持・拠出対象報酬上限の引き上げ(ブリティッシュコロンビア州・サスカチュワン州)を州側が要求している模様である。失業保険料率の引き下げについては、『連邦政府が州側の要求に応じないのは、失業保険積立準備金はカナダの連邦債務削減の一つの有効な手段であり、引き下げに応じると連邦政府の財政赤字削減計画に影響を与えるからである。』という新聞報道もなされており、当稿執筆時点では、CPP 改革内容がいつ合意されるかについては不透明な情勢である。

(注) 保険料は CPP と同様に本人・雇用者により負担され、源泉徴収される。失業保険財政は黒字化しており、96 年末の積立準備金残高は 50 億ドルと推定される。連邦政府は、景気サイクルを考えると現在の準備金残高は不十分であるとしている。

終わりに

連邦政府と州政府の間で協議が続いている現在、CPP 改革内容は不明であるが、CPP 改革への指針を決定したことでカナダは CPP 財政再建に向け第一歩を踏み出した。すなわち賦課方式から積立方式への変更である。今回の一連の動きを追っていて感じることは改革に向けた議論の過程が国民に開かれたものになっているということである。また、このような状況に到る迄事態を放置した政

府の怠慢を非難する一方、将来のあり方を真摯に議論する国民の問題意識の高さも印象的である。年金改革は日本にとっても他人事ではない。その面からもカナダの今回の取組みは多くの示唆に富んだものといえよう。今後の改革への動きを引き続き注視したい。

【参考文献】

Federal, Provincial and Territorial Governments of Canada, The Canada Pension Plan: Basic Facts, February 1996

Federal, Provincial and Territorial Governments of Canada, An Information Paper for Consultations on the Canada Pension Plan, February 1996

Federal, Provincial and Territorial Governments of Canada, Report on the Canada Pension Plan Consultations, June 1996

OECD, Economic Surveys 1995-1996 Canada
DBRS, Canada Pension Plan-Difficult Choices, March 1996